

平成30年12月富津市議会定例会
議案等資料

平成30年11月29日

富 津 市

平成30年12月 富津市議会定例会議案等資料一覧表

番 号	件 名	頁
	平成30年12月 富津市議会定例会議案等概要	1
議案第 2 号資料	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表	8
議案第 3 号資料	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表	10
議案第 4 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	11
議案第 4 号資料	一般職の職員の給与等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	18
議案第 4 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 3 条による改正）	21
議案第 4 号資料	富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第 4 条による改正）	23
議案第 5 号資料	特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	24
議案第 5 号資料	特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	25
議案第 6 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	26
議案第 6 号資料	議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	27
議案第 7 号資料	富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第 1 条による改正）	28
議案第 7 号資料	富津市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例新旧対照表（第 2 条による改正）	30
議案第 7 号資料	富津市民の森の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第 3 条による改正）	33
議案第 7 号資料	富津市ふれあいシニア館の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第 4 条による改正）	36
議案第 7 号資料	富津市高宕山自然動物園の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第 5 条による改正）	38

番 号	件 名	頁
議案第7号資料	富津市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第6条による改正）	40
議案第8号資料	富津市経営改革会議設置条例新旧対照表	42
議案第9号資料	富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例新旧対照表	43
議案第10号資料	富津市火災予防条例新旧対照表	47
議案第16号資料	飯野地区コミュニティ委員会の概要	48
議案第17号資料	佐貫地区コミュニティ委員会の概要	49
議案第18号資料	天神山地区コミュニティ委員会の概要	50
議案第19号資料	竹岡地区コミュニティ委員会の概要	51
議案第20号資料	金谷地区コミュニティ委員会の概要	52
議案第21号資料	富津市老人クラブ連合会富津支部の概要	53
議案第22号資料	富津市老人クラブ連合会大佐和支部の概要	54
議案第23号資料	青堀ふれあいシニア館管理運営委員会の概要	55
議案第24号資料	大貫ふれあいシニア館管理運営委員会の概要	56
議案第25号資料	関豊ふれあいシニア館管理運営委員会の概要	57
議案第26号資料	富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体の概要	58
議案第27号資料	千葉県森林組合の概要	61

番 号	件 名	頁
議案第28号資料	富津市観光協会金谷地区の概要	62

平成30年12月 富津市議会定例会議案等概要

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第1号	<p>富津市工場立地法準則条例の制定について (提案理由)</p> <p>富津地区工業用地における緑地面積率等について、分譲用地の現状等を踏まえ、現行の割合を緩和することにより、進出企業における有効な土地活用及び新たな設備投資を支援する環境を整え、もって地域経済の発展に資するため、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条の2第1項の規定に基づき条例を制定するものである。</p> <p>(施行日) 平成31年1月1日</p>	建設経済部
議案第2号	<p>職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由)</p> <p>職員の休職に関する手続及び効果について見直しを行うとともに、分限処分の内容を記載した書面の交付を受けるべき職員の所在を知ることができない場合における書面の交付手続を定めるほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第4項の規定に基づき、職員の失職の特例について定めるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>	総務部
議案第3号	<p>職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由)</p> <p>職員の懲戒の手続について、懲戒処分の内容を記載した書面の交付を受けるべき職員の所在を知ることができない場合における書面の交付手続を定めるため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>(施行日) 公布の日</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第4号	<p>一般職の職員の給与等に関する条例及び富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 平成30年10月の千葉県人事委員会勧告に準じ、給料月額、宿日直手当限度額、勤勉手当の支給割合の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部平成31年4月1日</p>	総務部
議案第5号	<p>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職の職員で常勤のものに係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部平成31年4月1日</p>	総務部
議案第6号	<p>議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合を引き上げることに伴い、議会議員に係る期末手当の支給割合を引き上げるため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部平成31年4月1日</p>	総務部
議案第7号	<p>富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 指定管理者が管理をしている公の施設のうち、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる利用料金制度を導入している施設について、指定の取消し等の事由により市長が管理業務の全部又は一部を自ら行うこととなった場合における使用料の徴収に係る規定等を整備するため、関連する条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日</p>	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第8号	富津市経営改革会議設置条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 平成31年度に行政組織を改編することに伴い、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 平成31年4月1日	総務部
議案第9号	富津市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 消防団員数の減少が地域防災力の低下を招くおそれがあることに鑑み、特定の消防事務に限って従事する機能別団員を設ける制度を導入することに伴い、関係規定の整備等をするため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 公布の日。一部平成31年4月1日	消防本部
議案第10号	富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について (提案理由) 不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）第2条により改正された工業標準化法（昭和24年法律第185号）が施行されることに伴い、関係する規定を整備するため、条例の一部を改正するものである。 (施行日) 平成31年7月1日	消防本部
議案第11号	平成30年度富津市一般会計補正予算（第3号） 補正額 579,164千円 補正後の予算額 17,997,649千円 (主な内容) ・小学校空調設備設置事業 368,566千円 ・中学校空調設備設置事業 101,587千円 ・現年発生公共土木施設災害復旧事業 25,000千円 ・一般職人件費 29,431千円 ・特別職人件費 103千円 ・議員人件費 292千円	総務部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第12号	平成30年度富津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） 補正額 1,248千円 補正後の予算額 6,380,238千円 （提案理由） 本年度の給与改定等に伴う一般職人件費の増額及びこれに関連する歳入を計上するものである。	健康福祉部
議案第13号	平成30年度富津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 補正額 446千円 補正後の予算額 605,499千円 （提案理由） 本年度の給与改定等に伴う一般職人件費の増額及びこれに関連する歳入を計上するものである。	健康福祉部
議案第14号	平成30年度富津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） 補正額 765千円 補正後の予算額 5,086,395千円 （提案理由） 本年度の給与改定等に伴う一般職人件費の増額及びこれに関連する歳入を計上するものである。	健康福祉部
議案第15号	平成30年度富津市水道事業会計補正予算（第2号） 補正額 66千円 補正後の予算額 4,286,821千円 （提案理由） 本年度の給与改定等に伴う一般職人件費の補正をするものである。	水道部
議案第16号	飯野コミュニティセンターの指定管理者の指定について （提案理由） 飯野コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き飯野地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第17号	<p>佐貫コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 佐貫コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き佐貫地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第18号	<p>天神山コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 天神山コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き天神山地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第19号	<p>竹岡コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 竹岡コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き竹岡地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部
議案第20号	<p>金谷コミュニティセンターの指定管理者の指定について (提案理由) 金谷コミュニティセンターの指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き金谷地区コミュニティ委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	市民部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第21号	<p>富津老人憩の家の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>富津老人憩の家の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き富津市老人クラブ連合会富津支部に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第22号	<p>大佐和老人憩の家の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>大佐和老人憩の家の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き富津市老人クラブ連合会大佐和支部に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第23号	<p>青堀ふれあいシニア館の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>青堀ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き青堀ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第24号	<p>大貫ふれあいシニア館の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>大貫ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き大貫ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部
議案第25号	<p>関豊ふれあいシニア館の指定管理者の指定について (提案理由)</p> <p>関豊ふれあいシニア館の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き関豊ふれあいシニア館管理運営委員会に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	健康福祉部

番 号	件 名 及 び 概 要	関係部
議案第26号	<p>富津市都市公園、富津市立公園及び富津市体育施設の指定管理者の指定について (提案理由) 富津市都市公園、富津市立公園及び富津市体育施設の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	建設経済部
議案第27号	<p>富津市民の森の指定管理者の指定について (提案理由) 富津市民の森の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を引き続き千葉県森林組合に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	建設経済部
議案第28号	<p>金谷海浜公園の指定管理者の指定について (提案理由) 金谷海浜公園の指定管理者の指定期間が平成31年3月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を富津市観光協会金谷地区に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。</p>	建設経済部
報告第1号	<p>専決処分の報告について (報告理由) 物損事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部
報告第2号	<p>専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部
報告第3号	<p>専決処分の報告について (報告理由) 車両事故による損害賠償の額を定めること及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものである。</p>	総務部

議案第2号資料

職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和46年富津市条例第13号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項_____の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果_____について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、若しくは免職する場合又は同条第2項第1号_____の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては、<u>医師2名</u>を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければな</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果<u>並びに失職の特例</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(降任、免職及び休職の手続)</p> <p>第2条 任命権者は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして職員を降任し、又は_____免職する場合においては<u>医師2名を、同条第2項第1号の規定に該当するものとして職員を休職する場合においては医師1名</u>を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p> <p>2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p> <p>3 <u>前項の書面の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を富津市公告式条例（昭和46年富津市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示の日から2週間を経過した時に書面の交付があったものとみなす。</u></p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。<u>この場合において、復職した職員が復職した日以後6月（精神疾患にあっては1年）以内に同一又は同一とみなされる傷病により休職するときは、任命権者は、前後の休職の期間を通算した上、休職の期間を定める。</u></p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければな</p>

<p>らない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第5条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>らない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>第4条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>2 休職期間中の給与については、別に条例で定める。</p> <p><u>(失職の特例)</u></p> <p>第5条 任命権者は、法第16条第2号に該当するに至った職員のうち、<u>刑の執行を猶予されたものについては、その罪が過失により生じたものであり、かつ、その者の情状を考慮して特に必要があると認めたときに限り、その職を失わないものとする</u>ことができる。</p> <p>2 <u>前項の規定によりその職を失わなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、その職を失うものとする。</u></p> <p>(規則への委任)</p> <p>第6条 この条例の実施について必要な事項は、規則で定める。</p>
--	--

議案第3号資料

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和46年富津市条例第14号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(懲戒の手續) 第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。</p>	<p>(懲戒の手續) 第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。 2 前項の書面の交付は、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を富津市公告式条例（昭和46年富津市条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって交付に代えることができる。この場合においては、その掲示の日から2週間を経過した時に書面の交付があったものとみなす。</p>

議案第4号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。</p> <p>7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 前項の勤務は、第14条から第16条まで及び第20条の3の勤務には含まれないものとする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこ</p>	<p>(給料表)</p> <p>第4条 給料表は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第25条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。</p> <p>3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容は、別表第2に掲げるとおりとする。</p> <p>4 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、地方公共団体の組織に関する法令、条例、規則及び規程の趣旨に従い、及び前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を認定し、又は改定することができる。</p> <p>5 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。</p> <p>6 任命権者（市長以外の任命権者は、市長と協議して）は、全ての職員の職を第3項の規定により定められた職務の級のいずれかに格付しなければならない。</p> <p>7 職員の給料は、給料表により支給しなければならない。ただし、給料表により難い特別な事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>8 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給の基準に従い決定する。</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。</p> <p>2 前項の勤務は、第14条から第16条まで及び第20条の3の勤務には含まれないものとする。</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこ</p>

これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	

別表第1 (第4条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月 額							
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,600	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	

24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	

24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	

55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	444,800
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	445,100
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	445,400
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	445,700
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	446,000
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	446,300
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	446,600
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	446,900
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	447,200
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	447,500
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	447,800
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	448,100
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	

55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	445,200
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	445,500
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	445,800
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	446,100
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	446,400
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	446,700
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	447,000
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	447,300
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	447,600
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	447,900
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	448,200
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	448,500
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	

<u>86</u>	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900
<u>87</u>	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200
<u>88</u>	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400
<u>89</u>	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600
<u>90</u>	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900
<u>91</u>	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200
<u>92</u>	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400
<u>93</u>	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600
<u>94</u>		294,400	342,200	381,100	
<u>95</u>		294,800	342,700	381,500	
<u>96</u>		295,200	343,100	381,900	
<u>97</u>		295,400	343,200	382,200	
<u>98</u>		295,700	343,700		
<u>99</u>		296,100	344,100		
<u>100</u>		296,500	344,400		
<u>101</u>		296,700	344,700		
<u>102</u>		297,000	345,100		
<u>103</u>		297,400	345,500		
<u>104</u>		297,700	345,900		
<u>105</u>		297,900	346,400		
<u>106</u>		298,200	346,800		
<u>107</u>		298,600	347,200		
<u>108</u>		298,900	347,600		
<u>109</u>		299,100	348,100		
<u>110</u>		299,500	348,500		
<u>111</u>		299,900	348,800		
<u>112</u>		300,200	349,100		
<u>113</u>		300,300	349,600		
<u>114</u>		300,600			
<u>115</u>		300,900			
<u>116</u>		301,300			

<u>86</u>	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300
<u>87</u>	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600
<u>88</u>	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800
<u>89</u>	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000
<u>90</u>	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300
<u>91</u>	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600
<u>92</u>	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800
<u>93</u>	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000
<u>94</u>		294,900	342,600	381,500	
<u>95</u>		295,200	343,100	381,900	
<u>96</u>		295,600	343,500	382,300	
<u>97</u>		295,800	343,700	382,600	
<u>98</u>		296,100	344,100		
<u>99</u>		296,500	344,500		
<u>100</u>		296,900	344,800		
<u>101</u>		297,100	345,100		
<u>102</u>		297,400	345,500		
<u>103</u>		297,800	345,900		
<u>104</u>		298,100	346,300		
<u>105</u>		298,300	346,800		
<u>106</u>		298,600	347,200		
<u>107</u>		299,000	347,600		
<u>108</u>		299,300	348,000		
<u>109</u>		299,500	348,500		
<u>110</u>		299,900	348,900		
<u>111</u>		300,300	349,200		
<u>112</u>		300,600	349,500		
<u>113</u>		300,800	350,000		
<u>114</u>		301,000			
<u>115</u>		301,300			
<u>116</u>		301,700			

	<u>117</u>		<u>301,500</u>						
	<u>118</u>		<u>301,700</u>						
	<u>119</u>		<u>302,000</u>						
	<u>120</u>		<u>302,300</u>						
	<u>121</u>		<u>302,700</u>						
	<u>122</u>		<u>302,900</u>						
	<u>123</u>		<u>303,200</u>						
	<u>124</u>		<u>303,500</u>						
	<u>125</u>		<u>303,800</u>						
再任用職員		<u>187,300</u>	<u>214,800</u>	<u>254,800</u>	<u>274,200</u>	<u>289,300</u>	<u>314,700</u>	<u>356,400</u>	<u>389,500</u>
任期付職員		<u>151,500</u>	<u>192,700</u>	<u>225,200</u>	<u>255,300</u>	<u>273,100</u>	<u>293,500</u>	<u>325,000</u>	<u>360,600</u>

	<u>117</u>		<u>301,900</u>						
	<u>118</u>		<u>302,100</u>						
	<u>119</u>		<u>302,400</u>						
	<u>120</u>		<u>302,700</u>						
	<u>121</u>		<u>303,100</u>						
	<u>122</u>		<u>303,300</u>						
	<u>123</u>		<u>303,600</u>						
	<u>124</u>		<u>303,900</u>						
	<u>125</u>		<u>304,200</u>						
再任用職員		<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>	<u>389,900</u>
任期付職員		<u>153,000</u>	<u>194,000</u>	<u>226,300</u>	<u>256,300</u>	<u>274,000</u>	<u>294,200</u>	<u>325,600</u>	<u>361,000</u>

議案第4号資料

一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第21条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第26条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 職務の級が給料表の5級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同行に規定する合計額に、当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手</p>

当の月額合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

当の月額合計額に規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第22条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第21条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第22条第3項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

<p>5 前2項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 前2項の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条の2中「前条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第22条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。</p>
---	---

議案第4号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第3条による改正）

現 行	改 正 案																																		
<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>373,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>421,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>471,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>532,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>607,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>709,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>829,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21</p>	号給	給料月額（円）	1	373,000	2	421,000	3	471,000	4	532,000	5	607,000	6	709,000	7	829,000	(略)	<p>（特定任期付職員の給与の特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>374,000</td></tr> <tr><td>2</td><td>422,000</td></tr> <tr><td>3</td><td>472,000</td></tr> <tr><td>4</td><td>533,000</td></tr> <tr><td>5</td><td>608,000</td></tr> <tr><td>6</td><td>710,000</td></tr> <tr><td>7</td><td>830,000</td></tr> </tbody> </table> <p>2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき職務の内容は、次の等級別基準職務表によるものとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>3 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。 （一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21</p>	号給	給料月額（円）	1	374,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	(略)
号給	給料月額（円）																																		
1	373,000																																		
2	421,000																																		
3	471,000																																		
4	532,000																																		
5	607,000																																		
6	709,000																																		
7	829,000																																		
(略)																																			
号給	給料月額（円）																																		
1	374,000																																		
2	422,000																																		
3	472,000																																		
4	533,000																																		
5	608,000																																		
6	710,000																																		
7	830,000																																		
(略)																																			

条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。

議案第4号資料

富津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年富津市条例第22号）新旧対照表（第4条による改正）

改正前	改正案
<p>（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>（一般職の職員の給与等に関する条例の適用除外等）</p> <p>第8条 一般職の職員の給与等に関する条例（昭和46年富津市条例第25号。以下「給与条例」という。）第4条、第5条、第9条から第11条まで、第19条第1項及び第2項、第20条、第20条の2並びに第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第3条第1項及び第21条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第3条第1項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と、第21条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

議案第5号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の212.5を、12月に支給する場合においては、<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期満了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の212.5を、12月に支給する場合においては、<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期満了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

議案第5号資料

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第22号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の212.5を、12月に支給する場合においては、100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条例においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する者について支給する。これらの基準日前1箇月以内に任期满了し、退職し、又は死亡した者についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5 _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（任期满了し、退職し、又は死亡した者にあつては、それぞれその日現在）においてその者が受けるべき給料の月額にその者が受けるべき給料の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

議案第6号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の212.5を、12月に支給する場合においては、<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の212.5を、12月に支給する場合においては、<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>

議案第6号資料

議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年富津市条例第7号）新旧対照表（第2条による改正）

改正前	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては、100分の212.5を、12月に支給する場合においては、100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第6条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の222.5 _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてその者が受けるべき議員報酬月額にその者が受けるべき議員報酬月額の100分の10を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 期末手当の支給方法については、一般職の職員の例により支給する。</p>

議案第7号資料

富津市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和53年富津市条例第4号）新旧対照表（第1条による改正）

現 行	改 正 案																
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第12条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号_____）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 利用者は、指定管理者に対し、憩の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>1人につき100円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>1人につき100円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>1人につき200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要であると認める場合は、後納とすることができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれ</p>	区分	利用料金	午前9時から午後1時まで	1人につき100円	午後1時から午後5時まで	1人につき100円	午後5時から午後9時まで	1人につき200円	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第12条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号。以下「指定手続等条例」という。）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 利用者は、指定管理者に対し、憩の家の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>1人につき100円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>1人につき100円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>1人につき200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要であると認める場合は、後納とすることができる。</p> <p>4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれ</p>	区分	利用料金	午前9時から午後1時まで	1人につき100円	午後1時から午後5時まで	1人につき100円	午後5時から午後9時まで	1人につき200円
区分	利用料金																
午前9時から午後1時まで	1人につき100円																
午後1時から午後5時まで	1人につき100円																
午後5時から午後9時まで	1人につき200円																
区分	利用料金																
午前9時から午後1時まで	1人につき100円																
午後1時から午後5時まで	1人につき100円																
午後5時から午後9時まで	1人につき200円																

<p>かに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用できなくなったとき。</p> <p>(2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p>	<p>かに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用できなくなったとき。</p> <p>(2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p><u>(使用料の徴収等)</u></p> <p><u>第16条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自ら憩の家の管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、第13条第2項に掲げる表に定める額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合にあつては、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定を準用する。この場合において、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(意見聴取)</p> <p><u>第16条</u> 市長は、必要があると認めるときは、第5条第3号又は第8条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県富津警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(意見聴取)</p> <p><u>第17条</u> 市長は、必要があると認めるときは、第5条第3号又は第8条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県富津警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。</p>

議案第7号資料

富津市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（昭和61年富津市条例第2号）新旧対照表（第2条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(利用の停止等)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定に基づき利用の許可を受けた者（以下、「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、利用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用の目的に違反したとき。</p> <p>(4) 利用の許可に際して付された条件に違反したとき。</p> <p>(5) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(6) 暴力団の利益になるとき。</p> <p>(7) その他コミュニティセンターの管理運営上支障があるとき。</p> <p>2 前項の場合において、利用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その賠償の責を負わない。</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第7条 コミュニティセンターの利用者は、自己の責に帰すべき事由により、施設又は設備等を滅失し又はき損したときは、直ちにその旨を届け出て、速やかに原状に回復し又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第10条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号_____）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 利用者は、指定管理者に対し、コミュニティセンターの利用</p>	<p>(利用の停止等)</p> <p>第6条 市長は、前条の規定に基づき利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、利用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用の目的に違反したとき。</p> <p>(4) 利用の許可に際して付された条件に違反したとき。</p> <p>(5) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(6) 暴力団の利益になるとき。</p> <p>(7) その他コミュニティセンターの管理運営上支障があるとき。</p> <p>2 前項の場合において、利用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その賠償の責を負わない。</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第7条 コミュニティセンターの利用者は、自己の責に帰すべき事由により、施設、設備等を滅失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を届け出て、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第10条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号。以下「指定手続等条例」という。）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第11条 利用者は、指定管理者に対し、コミュニティセンターの利用</p>

に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、次に掲げる表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。

区分	利用料金
午前9時から午後1時まで	1人につき100円
午後1時から午後5時まで	1人につき100円
午後5時から午後9時まで	1人につき200円

- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、後納とすることができる。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。
- (2) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

（利用料金の返還）

第13条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用できなくなったとき。
- (2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

（意見聴取）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項第3号又は第6条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県富津警察署長の意見を聴くことができる。

に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、次に掲げる表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。

区分	利用料金
午前9時から午後1時まで	1人につき100円
午後1時から午後5時まで	1人につき100円
午後5時から午後9時まで	1人につき200円

- 3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、後納とすることができる。

- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

（利用料金の減免）

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。
- (2) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。

（利用料金の返還）

第13条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用できなくなったとき。
- (2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

（意見聴取）

第14条 市長は、必要があると認めるときは、第5条第1項第3号又は第6条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県富津警察署長の意見を聴くことができる。

（使用料の徴収等）

	<p>第15条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自らコミュニティセンターの管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、第11条第2項に掲げる表に定める額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合にあつては、第11条第1項及び第3項、第12条並びに第13条の規定を準用する。この場合において、第11条第1項及び第3項、第12条並びに第13条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p>
<p>(委任) 第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任) 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

議案第7号資料

富津市民の森の設置及び管理に関する条例（平成元年富津市条例第31号）新旧対照表（第3条による改正）

現 行	改 正 案
<p>(行為の許可)</p> <p>第5条 市民の森において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、配布、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興業を行うこと。</p> <p>(4) 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため市民の森の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可には、市民の森の管理上必要な条件を付することができる。</p>	<p>(行為の許可)</p> <p>第5条 市民の森において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、配布、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画を撮影すること。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 集会、競技会、展示会その他これらに類する催しのため市民の森の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可には、市民の森の管理上必要な条件を付することができる。</p>
<p>(有料施設の利用許可)</p> <p>第11条 市民の森の有料の施設（以下「有料施設」という。）は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 有料施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(3) 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>3 前項の許可には、市民の森の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(有料施設の利用許可の取消し等)</p>	<p>(有料施設の利用許可)</p> <p>第11条 市民の森の有料の施設（以下「有料施設」という。）は、別表第2のとおりとする。</p> <p>2 有料施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 集团的又は常習的に暴力的不法行為をするおそれがある組織の利益になると認められるとき。</p> <p>(3) 施設、附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が施設の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>3 前項の許可には、市民の森の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(有料施設の利用許可の取消し等)</p>

<p>第12条 市長は、前条第2項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を停止することができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者が虚偽その他不正な行為により許可を受けたと認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>が施設の管理上特に必要と認めるとき。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>	<p>第12条 市長は、前条第2項の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は利用を停止することができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>(2) 利用者が虚偽その他不正な行為により許可を受けたと認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が施設の管理上特に必要と認めるとき。</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p>
<p>第15条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号_____）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p>	<p>第15条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号。以下「<u>指定手続等条例</u>」という。）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p>
<p>第16条 利用者は、指定管理者に対し、市民の森の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>3 利用料金は、施設の利用後直ちに納付するものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、利用の許可を行うときに納付させることができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p>	<p>第16条 利用者は、指定管理者に対し、市民の森の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。</p> <p>3 利用料金は、施設の利用後直ちに納付するものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、利用の許可を行うときに納付させることができる。</p> <p>4 <u>指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。</u></p> <p>(利用料金の減免)</p>
<p>第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める</p>	<p>第17条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認める</p>

とき。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、市民の森の管理に関し必要な事項は、規則で定める。
別表第3（第16条第2項）

	区分	単位	利用料金
施設	バンガロー	1棟1泊につき	4,280円
	テント	1張1泊につき	1,420円
設備	コインシャワー	1回	100円
貸出物品	毛布	1枚につき	260円
	ランタン	1個	150円

備考 市内在住者及び市内に勤務先を有する者以外の者が使用するときの使用料は、コインシャワーを除き、本表に規定する使用料に5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

とき。

(有料施設に係る使用料の徴収等)

第18条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自ら有料施設の管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、別表第3に掲げる利用料金の額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。

2 前項の場合にあつては、第16条第1項及び第3項並びに前条の規定を準用する。この場合において、第16条第1項及び第3項並びに前条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、市民の森の管理に関し必要な事項は、規則で定める。
別表第3（第16条第2項）

	区分	単位	利用料金
施設	バンガロー	1棟1泊につき	4,280円
	テント	1張1泊につき	1,420円
設備	コインシャワー	1回	100円
貸出物品	毛布	1枚につき	260円
	ランタン	1個	150円

備考 市内在住者及び市内に勤務先を有する者以外の者が使用するときの利用料金は、コインシャワーを除き、本表に規定する利用料金に5割に相当する額を加算した額とする。この場合において、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

議案第7号資料

富津市ふれあいシニア館の設置及び管理に関する条例（平成14年富津市条例第4号）新旧対照表（第4条による改正）

現 行	改 正 案																
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第12条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号_____）第8号第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 利用者は、指定管理者に対し、シニア館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>1人につき100円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>1人につき100円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>1人につき200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれ</p>	区分	利用料金	午前9時から午後1時まで	1人につき100円	午後1時から午後5時まで	1人につき100円	午後5時から午後9時まで	1人につき200円	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第12条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号。以下「指定手続等条例」という。）第8号第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 利用者は、指定管理者に対し、シニア館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後1時まで</td> <td>1人につき100円</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>1人につき100円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>1人につき200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認める場合は、後納とすることができる。</p> <p>4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>(2) 災害による被災者の一時的な用に供するとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>(利用料金の返還)</p> <p>第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれ</p>	区分	利用料金	午前9時から午後1時まで	1人につき100円	午後1時から午後5時まで	1人につき100円	午後5時から午後9時まで	1人につき200円
区分	利用料金																
午前9時から午後1時まで	1人につき100円																
午後1時から午後5時まで	1人につき100円																
午後5時から午後9時まで	1人につき200円																
区分	利用料金																
午前9時から午後1時まで	1人につき100円																
午後1時から午後5時まで	1人につき100円																
午後5時から午後9時まで	1人につき200円																

<p>かに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用できなくなったとき。</p> <p>(2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p>	<p>かに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用できなくなったとき。</p> <p>(2) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。</p> <p><u>(使用料の徴収等)</u></p> <p><u>第16条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自らシニア館の管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、第13条第2項に掲げる表に定める額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合にあつては、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定を準用する。この場合において、第13条第1項及び第3項並びに前2条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(意見聴取)</p> <p><u>第16条</u> 市長は、必要があると認めるときは、第5条第3号又は第6条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県富津警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(意見聴取)</p> <p><u>第17条</u> 市長は、必要があると認めるときは、第5条第3号又は第6条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県富津警察署長の意見を聴くことができる。</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

議案第7号資料

富津市高岩山自然動物園の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第33号）新旧対照表（第5条による改正）

現 行	改 正 案																										
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第7条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号_____）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 動物園に入園しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、動物園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">個人・団体の別</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>小人（小学生以下）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1人1回につき</td> <td>個人</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>団体（30人以上）</td> <td style="text-align: center;">270円</td> <td style="text-align: center;">90円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>(2) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>(利用料金の返還)</p>	単位	個人・団体の別	利用料金		大人	小人（小学生以下）	1人1回につき	個人	300円	100円	団体（30人以上）	270円	90円	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第7条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号。以下「指定手続等条例」という。）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 動物園に入園しようとする者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、動物園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も同様とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">個人・団体の別</th> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>小人（小学生以下）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1人1回につき</td> <td>個人</td> <td style="text-align: center;">300円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>団体（30人以上）</td> <td style="text-align: center;">270円</td> <td style="text-align: center;">90円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、後納とすることができる。</p> <p>4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第11条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>(2) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>(利用料金の返還)</p>	単位	個人・団体の別	利用料金		大人	小人（小学生以下）	1人1回につき	個人	300円	100円	団体（30人以上）	270円	90円
単位			個人・団体の別	利用料金																							
	大人	小人（小学生以下）																									
1人1回につき	個人	300円	100円																								
	団体（30人以上）	270円	90円																								
単位	個人・団体の別	利用料金																									
		大人	小人（小学生以下）																								
1人1回につき	個人	300円	100円																								
	団体（30人以上）	270円	90円																								

<p>第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により、施設の利用ができなくなったとき。</p> <p>(2) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。</p> <p>(入園の拒否及び退園)</p>	<p>第12条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により、施設の利用ができなくなったとき。</p> <p>(2) その他指定管理者が特に必要と認めたとき。 (使用料の徴収等)</p> <p>第13条 市長は、指定手続等条例第14条の規定によるもののほか、自ら動物園の管理の業務の全部又は一部を行う必要が生じたときは、その管理が必要となる期間、第10条第2項に掲げる表に定める額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。</p> <p>2 前項の場合にあっては、第10条第1項及び第3項並びに前2条の規定を準用する。この場合において、第10条第1項及び第3項並びに前2条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>(入園の拒否及び退園)</p>
<p>第13条 市長は、次のいずれかに該当する者に対して、入園を拒み、又はこれらの者を退園させることができる。</p> <p>(1) 他の利用者に著しく迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれのある者</p> <p>(2) 動物園内のニホンザル等に危害を加え、又は危害を及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 規則に定める禁止行為に違反し、<u>指定管理者</u>の指示に従わない者</p> <p>(4) その他動物園の管理上支障があると認められる者 (委任)</p>	<p>第14条 市長は、次のいずれかに該当する者に対して、入園を拒み、又はこれらの者を退園させることができる。</p> <p>(1) 他の利用者に著しく迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれのある者</p> <p>(2) 動物園内のニホンザル等に危害を加え、又は危害を及ぼすおそれのある者</p> <p>(3) 規則に定める禁止行為に違反し、<u>動物園の管理に従事する者</u>の指示に従わない者</p> <p>(4) その他動物園の管理上支障があると認められる者 (委任)</p>
<p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>

議案第7号資料

富津市簡易給水施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第36号）新旧対照表（第6条による改正）

現 行	改 正 案												
<p>（指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第5条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例（平成25年君津郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第6条 給水施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第7条 指定管理者は、給水施設の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用を停止させることができる。</p> <p>（1）この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>（2）この条例に基づく許可の条件に違反したとき。</p> <p>（3）その他給水施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>（利用料金）</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者に対し、給水施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金（1か月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td style="text-align: center;">10m³まで 2,000円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td style="text-align: center;">1 m³につき 200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金（1か月につき）	基本料金	10m ³ まで 2,000円	超過料金	1 m ³ につき 200円	<p>（指定管理者が行う管理の基準）</p> <p>第5条 指定管理者が行う管理の基準は、法令、君津郡市広域市町村圏事務組合小規模水道条例（平成25年君津郡市広域市町村圏事務組合条例第1号）、この条例、この条例に基づく規則、富津市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年富津市条例第30号。以下「指定手続等条例」という。）第8条第1項の規定により締結した協定その他市長の定めるところによるものとする。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第6条 給水施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>（許可の取消し等）</p> <p>第7条 指定管理者は、給水施設の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用を停止させることができる。</p> <p>（1）この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</p> <p>（2）この条例に基づく許可の条件に違反したとき。</p> <p>（3）その他給水施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>（利用料金）</p> <p>第8条 利用者は、指定管理者に対し、給水施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとし、これを変更する場合も、同様とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">利用料金（1か月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td style="text-align: center;">10m³まで 2,000円</td> </tr> <tr> <td>超過料金</td> <td style="text-align: center;">1 m³につき 200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	利用料金（1か月につき）	基本料金	10m ³ まで 2,000円	超過料金	1 m ³ につき 200円
区分	利用料金（1か月につき）												
基本料金	10m ³ まで 2,000円												
超過料金	1 m ³ につき 200円												
区分	利用料金（1か月につき）												
基本料金	10m ³ まで 2,000円												
超過料金	1 m ³ につき 200円												

<p>3 利用料金は、隔月の定例日（利用料金の算定の基準日として、あらかじめ指定管理者が定めた日）にその日の属する月分及びその前月分をそれぞれ指定管理者が算出し、徴収する。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、その他の方法により徴収できる。</p> <p>（利用料金の減免）</p> <p>第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1） 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>（2） その他、指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>（委任）</p> <p>第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>3 利用料金は、隔月の定例日（利用料金の算定の基準日として、あらかじめ指定管理者が定めた日）にその日の属する月分及びその前月分をそれぞれ指定管理者が算出し、徴収する。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、その他の方法により徴収できる。</p> <p>4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。</p> <p>（利用料金の減免）</p> <p>第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>（1） 国又は地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するとき。</p> <p>（2） その他、指定管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>（市長による管理）</p> <p>第10条 市長は、指定手続等条例第14条に規定するときその他やむを得ない理由により指定管理者による管理が困難であると認めるときは、第3条の規定にかかわらず、自ら給水施設を管理するものとする。この場合において、第6条及び第7条中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定により自ら給水施設を管理する場合は、その管理が必要となる期間、第8条第2項の表に定める利用料金の額を使用料とみなして、当該額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収することができる。</p> <p>3 前項の場合にあっては、第8条第1項及び第3項並びに前条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項及び第3項並びに前条の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。</p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
--	---

議案第8号資料

富津市経営改革会議設置条例（平成26年富津市条例第19号）新旧対照表

現 行	改 正 案
(庶務) 第7条 会議の庶務は、総務部経営改革推進課において処理する。	(庶務) 第7条 会議の庶務は、総務部 _____ において処理する。

<p>(2) 職務上の義務に<u>違背</u>し、又は職務を怠ったとき。 (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。</p>	<p>(2) 職務上の義務に<u>違反</u>し、又は職務を怠ったとき。 (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。</p>
<p>第6条 前条の懲戒は、次の各号によりこれを行う。 (1) 免職 (2) 停職 (3) 戒告 2 停職の期間は、<u>1か月以上1年以内</u>とする。 (服務規律)</p>	<p>第7条 前条の懲戒は、次の各号によりこれを行う。 (1) 免職 (2) 停職 (3) 戒告 2 停職の期間は、<u>1箇月以上1年以内</u>とする。 (服務規律)</p>
<p>第7条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。 2 <u>招集</u>を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、服務しなければならない。</p>	<p>第8条 団員は、団長の招集によって出動し、服務するものとする。 2 <u>前項の規定にかかわらず、団員は、招集</u>を受けない場合であつても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、服務しなければならない。</p>
<p>第8条 団員は、<u>引続いて10日以上居住地を離れる場合は、団長</u>にあつては市長に、その他の団員にあつては<u>団長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>第9条 団員は、<u>引き続き10日以上居住地を離れる場合は、任命権者</u>に届け出なければならない。</p>
<p>第9条 団員の服務については、次の各号の定めるところによる。 (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を<u>挺</u>してこれに当たる心構えを持たなければならない。 (2) 規律を厳守して上長の指揮命令の<u>もと</u>に上下一体となって事に当たらなければならない。 (3) 上下同僚の間、互いに相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして、常に言行を<u>慎</u>しまなければならない。 (4) 職務に関し、金品の寄贈又は<u>供給接待</u>を受け、<u>若しくはこれを請求することがあつてはならない</u>。 (5) 職務上知り得た秘密を他に<u>洩</u>らしてはならない。 (6) 消防団又は団員の名義をもって、特定の政党、<u>若しくは政治団体</u>を支持し、反対し、又は<u>これに加担し、他人</u>の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。 (7) 消防団又は団員名義をもってみだりに寄附金を募り、<u>又は</u><u>営利行為</u>をなし、<u>若しくは義務の負担</u>となるような行為をして</p>	<p>第10条 団員の服務については、次の各号の定めるところによる。 (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を<u>てい</u>してこれに当たる心構えを持たなければならない。 (2) 規律を厳守して上長の指揮命令の<u>下</u>に上下一体となって事に当たらなければならない。 (3) 上下同僚の間、互いに相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして、常に言行を<u>慎</u>まなければ<u>ならない</u>。 (4) 職務に関し、金品の寄贈若しくは<u>供給接待</u>を受け、<u>又はこれを請求することがあつてはならない</u>。 (5) 職務上知り得た秘密を他に<u>漏</u>らしてはならない。 (6) 消防団又は団員の名義をもって、特定の政党若しくは<u>政治団体</u>を支持し、反対し、<u>若しくはこれに加担し、又は他人</u>の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。 (7) 消防団又は団員名義をもってみだりに寄附金を募り、<u>若しくは</u><u>営利行為</u>をなし、<u>又は</u><u>義務の負担</u>となるような行為をして</p>

<p>はならない。 (8) 消防の機械、器具その他設備資材の維持管理に当たり、職務の場合を除くほかこれを使用してはならない。 (報酬)</p>	<p>はならない。 (8) 消防の機械、器具その他設備資材の維持管理に当たり、職務の場合を除くほかこれを使用してはならない。 (報酬)</p>
<p>第10条 団員には、別表によって報酬を支給する。ただし、退職した団員の報酬の支給については、この限りでない。</p>	<p>第11条 基本団員には、別表によって報酬を支給する。</p>
<p>第11条 報酬を受ける者が下級職を兼ねる場合は、その下級職に対する報酬はこれを支給しない。 (新任者等の報酬)</p>	<p>2 機能別団員には、水火災その他災害に出動した場合において、1日につき1,000円の報酬を支給する。 (報酬の支給方法)</p>
<p>第12条 新たに就職した者にはその日から報酬を支給し、資格の変更等によって報酬額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた報酬を支給する。</p>	<p>第12条 報酬を受ける者が下級職を兼ねる場合は、その下級職に対する報酬はこれを支給しない。</p>
<p>2 退職によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。 3 前2項の規定により、報酬を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき、また給与期間の末日まで支給するとき以外のときの報酬額は、その給与期間の現日数を基礎として日割によって計算する。ただし、日割により計算した場合の1円未満の端数の金額は、切り捨てるものとする。 (旅費)</p>	<p>第13条 新たに基本団員となった者にはその日から報酬を支給し、職の異動によって報酬額に変更が生じた者にはその日から新たに定められた報酬を支給する。 2 基本団員が退職によりその職を離れたときは、その日までの報酬を支給する。 3 前2項の規定により、報酬を支給する場合であって給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときの報酬額は、その給与期間の現日数を基礎として日割によって計算する。この場合において、日割により計算した場合の1円未満の端数の金額は、切り捨てるものとする。 (旅費)</p>
<p>第13条 団員が公務のために出張した場合に旅費を支給する。 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）第12条から第15条まで、第17条及び第18条の規定による額とする。 3 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。 (出動手当)</p>	<p>第14条 団員が公務のために出張した場合に旅費を支給する。 2 前項に規定する旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食卓料とし、その額は、職員の旅費に関する条例（昭和46年富津市条例第28号）第12条から第15条まで、第17条及び第18条の規定による額とする。 3 前項に定めるもののほか、旅費の支給方法については、一般職の職員の例による。 (出動手当)</p>

<p>第14条 団員が水火災、その他の災害、警戒、訓練に出動した場合においては出動手当として1回1,000円を支給する。</p>	<p>第15条 団員が水火災その他の災害、警戒又は訓練に出動した場合においては出動手当として1回1,000円を支給する。 <u>(公務災害補償)</u></p> <p>第16条 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族に対し損害を補償する。 2 公務災害補償の額及び支給方法については、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）の定めるところによる。 <u>(退職報償金)</u></p> <p>第17条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。 2 退職報償金の額及び支給方法については、千葉県市町村非常勤消防団員退職報償金条例（昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第2号）の定めるところによる。</p>
<p>別表（第10条）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div>	<p>別表（第11条関係）</p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">(略)</div>

議案第10号資料

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 避雷設備の管理については、第11条第1項第9号の規定を準用する。</p>

議案第16号資料

飯野地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市下飯野1093番地
- 2 名称 飯野地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 本田 達也
- 4 設立 昭和63年10月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事1名、会計1名、監事2名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
 - (2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
 - (3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
 - (4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
 - (5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
 - (6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
 - (7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績
 - (1) 地域の清掃活動
 - (2) お祭りの開催協力
 - (3) 飯野コミュニティ子どもの遊び場の管理
 - (4) 飯野コミュニティセンターの指定管理運営

議案第17号資料

佐貫地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市鶴岡19番地
- 2 名称 佐貫地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 綾部 登美男
- 4 設立 昭和63年10月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事21名、会計2名、監事2名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
 - (2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
 - (3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
 - (4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
 - (5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
 - (6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
 - (7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績
 - (1) 地域の清掃活動
 - (2) お祭りの開催協力
 - (3) 佐貫コミュニティセンターの指定管理運営

議案第18号資料

天神山地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市不入斗1326番地2
- 2 名称 天神山地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 豊田 治美
- 4 設立 平成2年4月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事3名、会計2名、監事2名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
 - (2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
 - (3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
 - (4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
 - (5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
 - (6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
 - (7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績
 - (1) 地域の清掃活動
 - (2) お祭りの開催協力
 - (3) 天神山コミュニティセンターの指定管理運営

議案第19号資料

竹岡地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市萩生262番地
- 2 名称 竹岡地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 浅倉 榮二
- 4 設立 昭和61年4月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事6名、会計2名、監事2名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
 - (2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
 - (3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
 - (4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
 - (5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
 - (6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
 - (7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績
 - (1) 地域の清掃活動
 - (2) お祭りの開催協力
 - (3) 竹岡コミュニティセンターの指定管理運営

議案第20号資料

金谷地区コミュニティ委員会の概要

- 1 所在地 富津市金谷2505番地
- 2 名称 金谷地区コミュニティ委員会
- 3 代表者名 会長 諸岡 善藏
- 4 設立 昭和61年10月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事5名、会計1名、監事1名
- 6 目的 地域の心のふれあい、連帯意識を高める活動、快適な生活環境づくりを自主的に推進し、住みよい地域づくりを進めることを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 交通安全、防災、消防、その他生活の安全の確保推進に関すること。
 - (2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
 - (3) 生活環境の浄化、美観の維持に関すること。
 - (4) お祭り、盆踊り、その他コミュニティ行事に関すること。
 - (5) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
 - (6) コミュニティセンターの管理運営に関すること。
 - (7) 市行政に対する住民意志の反映に関すること。
- 8 事業実績
 - (1) 地域の清掃活動
 - (2) お祭りの開催協力
 - (3) 金谷コミュニティセンターの指定管理運営

議案第21号資料

富津市老人クラブ連合会富津支部の概要

- 1 所在地 富津市富津679番地85
- 2 名称 富津市老人クラブ連合会富津支部
- 3 代表者名 支部長 鹿島 嘉高
- 4 設立 昭和46年10月1日
- 5 役員数 支部長1名、副支部長3名、理事7名、会計1名、監事2名、顧問1名
- 6 目的 老人クラブ活動の推進を図り、老人福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 地区内の老人クラブの連絡調整、育成指導に関する調査研究
 - (2) 指導者の養成及び訓練
 - (3) 会員の福祉増進のための啓発宣伝、関係官公庁・団体との連絡
 - (4) その他目的達成に必要な事業
- 8 事業実績
 - (1) 富津老人憩の家の指定管理運営
 - (2) 会員の親睦や体力向上を図るため、輪投げ大会、歩け歩け大会、ゲートボール大会、カラオケ大会等のレクリエーションの実施

議案第22号資料

富津市老人クラブ連合会大佐和支部の概要

- 1 所在地 富津市千種新田277番地 1
- 2 名称 富津市老人クラブ連合会大佐和支部
- 3 代表者名 支部長 古屋 知
- 4 設立 昭和46年10月 1 日
- 5 役員数 支部長 1 名、副支部長 3 名、理事18名、会計 1 名、監事 3 名
- 6 目的 老人クラブ活動の推進を図り、老人福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 地区内の老人クラブの連絡調整
 - (2) 老人クラブの育成指導
 - (3) 老人クラブに関する調査研究
 - (4) 老人クラブ指導者の育成及び訓練
 - (5) 関係官公庁・団体との連絡
 - (6) その他、目的達成に必要な事業
- 8 事業実績
 - (1) 大佐和老人憩の家の指定管理運営
 - (2) 会員の親睦や体力向上を図るため、輪投げ大会、歩け歩け大会、ゲートボール大会、カラオケ大会等のレクリエーションの実施

議案第23号資料

青堀ふれあいシニア館管理運営委員会の概要

- 1 所在地 富津市大堀一丁目25番地 1
- 2 名称 青堀ふれあいシニア館管理運営委員会
- 3 代表者名 会長 榎本 孝
- 4 設立 平成14年4月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長1名、理事2名、会計1名、監事2名
- 6 目的 地域における高齢者の健康増進と介護予防・生きがい支援施設としての青堀ふれあいシニア館を管理運営することを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) ふれあいシニア館の管理運営に関すること。
 - (2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
 - (3) 交通安全、防災、消防、その他安全確保に関すること。
 - (4) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
 - (5) その他委員会が必要と認める事業に関すること。
- 8 事業実績 青堀ふれあいシニア館の指定管理運営

議案第24号資料

大貫ふれあいシニア館管理運営委員会の概要

- 1 所在地 富津市千種新田346番地 1
- 2 名称 大貫ふれあいシニア館管理運営委員会
- 3 代表者名 会長 篠生 全
- 4 設立 平成14年4月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長3名（うち庶務1名）、理事4名（うち会計1名）、
監事2名
- 6 目的 地域における高齢者の健康増進と介護予防・生きがい支援施設としての大貫ふれあいシニア館を管理運営することを目的とする。
- 7 事業内容 (1) ふれあいシニア館の管理運営に関すること。
(2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
(3) 交通安全、防災、消防、その他安全確保に関すること。
(4) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
(5) その他委員会が必要と認める事業に関すること。
- 8 事業実績 大貫ふれあいシニア館の指定管理運営

議案第25号資料

関豊ふれあいシニア館管理運営委員会の概要

- 1 所在地 富津市豊岡1355番地 1
- 2 名称 関豊ふれあいシニア館管理運営委員会
- 3 代表者名 会長 高梨 友男
- 4 設立 平成14年4月1日
- 5 役員数 会長1名、副会長3名、理事13名、庶務・会計2名、監事2名
- 6 目的 地域における高齢者の健康増進と介護予防・生きがい支援施設としての関豊ふれあいシニア館を管理運営することを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) ふれあいシニア館の管理運営に関すること。
 - (2) 社会福祉、ボランティア、健康管理に関すること。
 - (3) 交通安全、防災、消防、その他安全確保に関すること。
 - (4) 文化、体育、レクリエーション活動に関すること。
 - (5) その他委員会が必要と認める事業に関すること。
- 8 事業実績 関豊ふれあいシニア館の指定管理運営

議案第26号資料

富津市施設利用振興公社・ミズノ共同体の概要

○代表者である公益財団法人富津市施設利用振興公社の概要

- 1 所在地 千葉県富津市新富146番地の2
- 2 名称 公益財団法人富津市施設利用振興公社
- 3 代表者名 理事長 平野 満
- 4 設立 平成元年4月14日
- 5 役員数等 理事4名、監事1名、評議員9名、職員数7名
- 6 目的 住民のスポーツの振興に関する各種の事業を行うとともに、公園緑地等及びスポーツ・レクリエーション施設並びにその他の施設の管理運営を行い、もって、住民福祉の増進と良好な生活環境づくりに寄与する。
- 7 事業内容
 - (1) 地域住民のスポーツの振興に関する事業
 - (2) 緑化の推進に関する事業
 - (3) 富津市その他の公共団体の設置した公共施設の管理受託
 - (4) 上記の目的を達成するために必要な事業
- 8 事業実績
 - (1) 富津市都市公園、市立公園及び体育施設指定管理受託事業
 - (2) 上総湊港海浜公園指定管理受託事業
 - (3) 富津みなと公園指定管理受託事業
 - (4) 主な自主事業
 - ・ふれあいジュニア陸上教室
 - ・健康なぎなた教室
 - ・ふれあい健康教室
 - ・市民ふれあい公園テニス大会
 - ・ジュニアサッカー選手権大会
 - ・ふれあいグランドゴルフ大会
 - ・バスケットボールクリニック
 - ・富津市元旦マラソン
 - ・市民ふれあい陸上競技クリニック
 - ・君津地方中学校ソフトテニス大会

- ・ふれあい木工教室
- ・ふれあい公園上映会

○構成者であるミズノスポーツサービス株式会社の概要

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 所在地 | 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号 |
| 2 | 名称 | ミズノスポーツサービス株式会社 |
| 3 | 代表者名 | 代表取締役 田中勝次 |
| 4 | 設立 | 平成元年4月1日 |
| 5 | 役員数等 | 代表取締役1名、取締役3名、監査役1名、従業員404名 |
| 6 | 目的 | <p>下記事業を営むこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) スポーツ施設・飲食店の経営及び管理業 (2) スポーツウェア・用品・用具の販売及び輸出入 (3) 清涼飲料水、レトルト食品、食料品、調味料の販売 (4) 衣料用繊維製品・皮革製品の加工及び販売並びに輸出入 (5) 貸室業 (6) 香料、化粧品、食品添加物、工業薬品、計量器及びプラスチック製容器の販売並びに輸出入 (7) 煙草、アルコールの小売 (8) 宿泊施設の経営 (9) 洋品雑貨、各種靴、家庭用電気器具、玩具、書籍の販売及び輸出入 (10) コンピューター・ソフトウェアの開発及び販売 (11) 映画、ビデオ製作及び販売 (12) 経営コンサルタント業 (13) 一般旅行業並びに旅行代理店業 (14) 書籍出版並びに印刷出版業 (15) 損害保険代理業 (16) 労働者派遣法に基づく労働者派遣業 (17) スポーツ用品及び旅行用品等のレンタル業 (18) スポーツ、映画、演劇等の企画興行及び入場券の販売 |

- (19) 広告代理業
 - (20) クレジットカードによる商品購入者及びサービス利用者に対する斡旋業
 - (21) 飲食業
 - (22) 金融業
 - (23) ゴルフ場、遊園地、スポーツ施設及びレクリエーション施設等の紹介斡旋業並びにゴルフ等会員権の販売
 - (24) 宅配取り次ぎ業
 - (25) 警備業に関する業務全般
 - (26) 上記に附帯関連する一切の事業
- 7 事業内容
- (1) 施設運営管理事業（運営受託・指定管理・直営施設等各種施設）
 - (2) 各種スポーツ教室事業
 - (3) 健康関連商品・運動プログラム開発販売事業
 - (4) 会員サービス事業
- 8 事業実績
- (1) 指定管理受託業務 84施設
 - (2) 直営施設 12施設
 - (3) 運営受託施設 10施設
 - (4) PFI施設 4施設
 - (5) スクール、教室業務
スイミング、サッカー、フットサル、テニス、ゴルフ、フィットネス、ランニングフォーム等
 - (6) 指導員派遣事業
出張体力測定、介護予防事業、ランニング講習会、ウォーキング講習会、子ども苦手運動克服教室等
 - (7) その他事業
フットサル大会運営、運動会運営、市民スポーツまつり協力、各種スポーツクリニック運営等

議案第27号資料

千葉県森林組合の概要

- 1 所在地 千葉市中央区長洲一丁目15番7号
- 2 名称 千葉県森林組合
- 3 代表者名 代表理事組合長 本吉 久雄
- 4 設立 平成18年11月1日
- 5 役員数等 理事16名、監事4名、事務職員32名、技術職員42名
- 6 目的 組合員の相互扶助により経済的社会的地位の向上を図るとともに国民経済の発展のため、木材を始めとする林産物等の生産力を増進する。併せて、国土の保全、水資源の涵養等森林の多面的機能の発揮を図ることを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 組合員のためにする森林の経営に関する指導
 - (2) 組合員の委託を受けて行う森林の施業及び経営
 - (3) 鳥獣害の防止、病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する事業
 - (4) 組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
 - (5) 組合員の生産する林産物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売
 - (6) その他上記の目的を達成するために必要な事業
- 8 事業実績
 - (1) 富津市民の森、千葉県立清和県民の森指定管理受託
 - (2) 指導事業（森林経営計画説明会ほか各種講習会・研修会の開催）
 - (3) 販売・加工事業（木材・椎茸原木等の取扱い、木材の販売、間伐材の有効活用、建築・土木・造園資材の加工販売）
 - (4) 森林整備事業（森林吸収源対策間伐促進事業、サンブスギ林再生・資源循環事業、危険木及び支障木処理、林業木材産業改善資金償還業務）

議案第28号資料

富津市観光協会金谷地区の概要

- 1 所在地 富津市金谷2288番地
- 2 名称 富津市観光協会金谷地区
- 3 代表者名 地区長 鈴木 裕士
- 4 設立 平成10年4月30日
- 5 役員数 理事14名、監事2名
- 6 目的 金谷地域における観光に関する計画を推進し、観光資源の開発、観光施設の整備を図り、活力ある観光地づくりを促進するとともに地域経済及び文化の発展に寄与することを目的とする。
- 7 事業内容
 - (1) 観光資源の調査、研究、保全及び開発
 - (2) 観光地の環境美化
 - (3) 観光振興に寄与する各種行事の実施及び支援
 - (4) 観光地の宣伝、紹介
 - (5) 観光施設の管理運営
 - (6) 地方公共団体及び公共団体の委託を受けて行う観光振興事業及び観光関連施設の管理運営
 - (7) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 8 事業実績
 - (1) 首都圏自然歩道整備管理受託
 - (2) 鋸山登山道整備管理受託
 - (3) 金谷海浜公園の指定管理運営

